

平成19年6月6日

平成19年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

日 時 平成19年5月19日（土）13：00～15：30
場 所 エル・パーク仙台 ギャラリーホール
講演者 内閣府国民生活局企画課課長補佐 竹田 和真
参加人員 58名

1. 講演内容の概要について

テーマ：「あなたは大丈夫ですか？ 身近な安全・安心の確保とは」

<概要>

家庭、学校、職場、地域など多くの国民にとって身近な場において、これまでの予期されなかったような生命・身体に危害が及ぶ事件、事故が相次いでおり、身近な場における安全・安心に対する関心が高まっている。

そこで、国民生活審議会総合企画部会に「国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会」を設置し、身近な場における安全の確保と事後救済の充実により、安心できる社会を実現するための方策、特にそのための官と民との新たなパートナーシップの在り方について検討を進めている。

具体的には、

- ・ 「官から民へ」の取組における官の新たな役割の実現
- ・ 事故情報の収集・活用
- ・ 紛争処理・被害救済の充実
- ・ 企業等の社会的責任の取組促進
- ・ 官の在り方

(1) 「官から民へ」の取組における官の新たな役割の実現

民間事業者における公的施設の管理

<具体的対応策>

- ・ 安全・安心確保に係る明確な基準の策定
 - ・ 民間事業者の適切な選定
 - ・ 適切な監視（モニタリング）の実施
 - ・ 地方公共団体による安全・安心確保に係る基準の策定の支援
- 検査・検定業務の規制改革・民間開放

<具体的対応策>

- ・民間検査機関の法令の規定の整理
- ・民間検査機関の質の向上
- ・適切な監視（モニタリング）の実施
- ・民間検査機関の賠償資力の確保

Dsf

（２）事故情報の収集・活用

関係機関等による事故情報・ヒヤリハット情報の収集・活用

<制度のあるべき姿>

- ・「安全安心のための書き込み自由の事故情報データベース」の構築
- ・管理運営機関及び地方公共団体を含む関係行政機関は、随時収集された事故情報等を分析し、法執行や事業者、消費者等への情報提供に役立てる。

リコールの在り方

<自主リコールの促進に向けて>

- ・分野横断的な共通指針を策定するのみならず、対象分野ごとの特性に応じた指針を官民の協働により作成。
- ・販売業者、点検・修理業者、事業者団体は、製造業者等への情報伝達、消費者・施設管理者への情報伝達、危険度の判定などについて実施事業者に協力することが望ましい。

（３）紛争処理・被害救済の充実

紛争処理制度の在り方

<具体的対応策>

- ・行政型 ADR 機関における紛争解決機能の拡張
- ・民間型 ADR 機関における紛争解決機能の充実

官民の損害賠償責任の負担の在り方

<具体的対応策>

- ・民の責任の追及（モラルハザード対策）
- ・民の資力確保のための方策（損害賠償保険の活用）
- ・官（特に地方公共団体）を被保険者とする賠償責任保険

（４）企業等の社会的責任の取組促進

<社会的責任の取組促進に向けて必要な取組>

- ・「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）」の開催
- ・地域における社会的責任の取組促進
- ・各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の促進

（５）官の在り方

<具体的対応策>

- ・国：重篤事故等オンブズマン制度の導入

- ・地方公共団体：住民の安全・安心の確保を担当する幹部職員の設置
- ・組織相互の連携強化
- ・官の外部の情報や知識・知見の活用

2. 受講者からの質問と回答（主なもの）について

Q. 今後、具体的に何を実行するのかについて聞きたい。

A. 委員会での検討結果を踏まえて、政府として具体化に向けて取り組んでいきたい。

Q. データバンクはインターネットを利用することになっているが、情報弱者への配慮も必要では。

A. 今後検討していきたい。

仙台市消費生活センター 消費生活係

(注)この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。